

2019年1月4日

保健衛生専門学院職員各位

保健衛生専門学院事務室

各事業部門における労働者代表の立候補者募集について

標記について、労働基準法に基づき労働者の過半数代表者（以下「労働者代表」という。）と時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の締結が必要となります。つきましては、労働者代表の立候補者を下記のとおり募集いたします。

記

1. 労働者代表の役割

- (1) 時間外労働・休日労働に関する協定書の締結（特別条項付 36 協定）
- (2) 就業規則改正に伴う意見書の添付
- (3) 育児・介護休業等の適用除外に関する協定書等の締結
- (4) その他、労働基準法等労働関連法令に係る手続きに関する事項

2. 労働者代表の資格

専任職員、嘱託職員及び非常勤職員（ただし、労働基準法上の管理監督者は除く）。

3. 労働者代表の任期

2019年 4月 1日（月）～2020年 3月31日（日）

4. 立候補者の届出

立候補者は保健衛生専門学院事務室に所定の届出用紙を提出する。届出用紙は保健衛生専門学院事務室に備え付けております。

5. 投票管理者の指名

選挙の公平性と事務の円滑な処理を目的に、立候補者はあらかじめ了承を得て任意に指名した2名以内の当該事業部門に所属する職員を投票管理者とすることができます。

6. 立候補期間

2019年1月4日（金）～ 2019年1月17日（木）

7. 各事業部門における労働者代表の選出及び方法

- 1) 職員による立候補制とし、立候補者が複数の場合は、当該事業部門に所属する全ての職員（非常勤職員を含む）による投票を行い、職員の過半数の信任を得た者を労働者代表とします。
- 2) 投票の結果、全ての立候補者が過半数に満たない場合は、獲得信任票の上位2名による再投票を実施し、過半数の信任を得た者を労働者代表とします。
- 3) 労働者代表の立候補者が1名の場合においても信任投票を実施し、過半数の信任を得た者を労働者代表とします。

以上